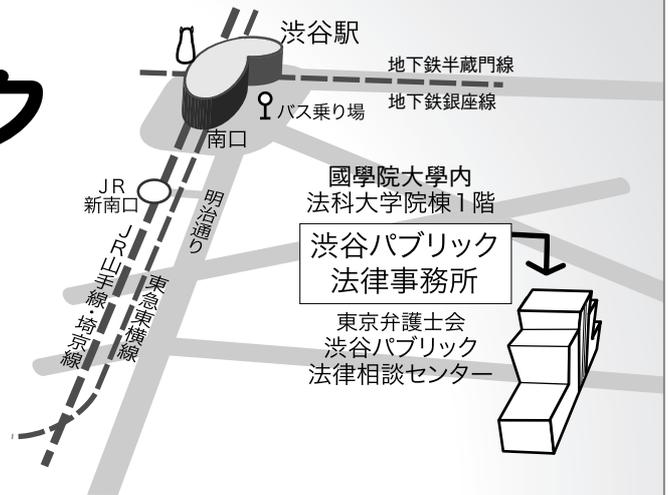


公設事務所訪問記-3

渋谷パブリック



概要

渋谷パブリック法律事務所は、國學院大學内に設置され、法科大学院の「臨床法学教育（リーガルクリニック）」を目的としている新しいタイプの都市型公設事務所である。

渋谷駅からバスで10分という立地は「市民の駆け込み寺」としては好条件とは言いがたいが、緑に恵まれ、学生や子供達が行き交う環境は心を和ませる。バス停の前に「渋谷パブリック法律事務所」の大きな看板（下写真）があり、バス利用者の間では認知度が高まっているものと期待できる。

同事務所と法科大学院は國學院大學内の法科大学院棟1階にある。法科大学院の学生が事務所を通り抜けることはできないようになっているが、この棟の地下には学生食堂もあり、事務所の周囲には大学らしい活気のある雰囲気が漂っている。

事務所内は、事務局、弁護士執務スペースのほか、相談室兼演習室が2つあり、隣接して東京弁護士会

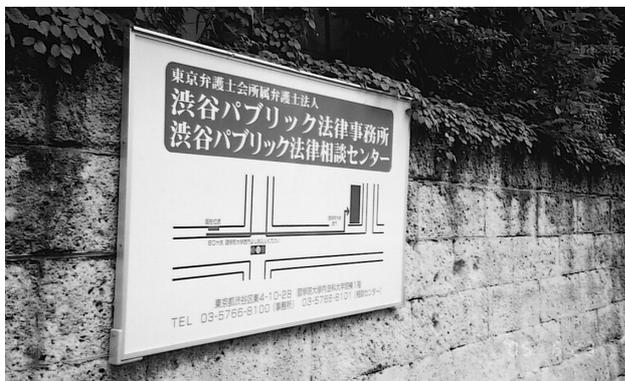
の法律相談センターが使用可能な相談室が6室ある。部屋はいずれもゆったりとした作りで、弁護士会館3階の法律相談室と比べ、1.5～2倍は広そうだ。

現在、渋谷パブリック法律事務所は、國學院大學のほか、明治学院大学、東海大学、獨協大学の各校と提携を結んでおり、4人の弁護士が6人の法科大学院生の教育に当たっている。リーガルクリニックを受けている大学院生の人数が少ないのは、もともと履修できる学年の大学院生が少ないためであり、来年度は4校合計60名の大学院生を受け入れる可能性もある。

リーガルクリニックの方法

リーガルクリニックのイメージは、大学病院での臨床教育を法曹養成にあてはめたものであるが、具体的な方法は、指導担当の弁護士、また、事件の内容によっても変わってくる。1つの事例として、渋谷パブリック法律事務所の藤井靖志会員の話を紹介しよう。

家庭裁判所の裁判事件では、裁判官に上申書を提出したうえで大学院生を弁論準備手続にも立ち会わせたという。各法科大学院生は、渋谷パブリックに対して守秘義務に関する誓約書を提出しており、違反があれば大学院退学などの処分を受けるうえ、将来の弁護士登録にも障害となる。こうした事情もあり、東京地裁ではすでに、関係者の同意を得たうえで、相当程度、大学院生の立会いを認め始めているという



。刑事事件においては、被疑者の同意のもと、可能な限り被疑者段階の弁護活動にも同行し、その後の各手続に立ち会わせたうえで、それらが刑事訴訟手続上のどの段階の弁護活動なのか、刑事訴訟法のどの条文に定められている手続なのかをレポートにまとめさせたこともあるとのことだ。

リーガルクリニックは新司法試験の受験科目でないために、合格を第一の目的とする法科大学院生の中には、リーガルクリニックを「(試験の)役に立たない」と敬遠している人もいるようだ。この点は國學院大學法科大学院学院長平林勝政氏もシンポジウムで懸念している旨発言していた。

しかし、リーガルクリニック受講生にとって、実際に自分が体験したことを条文や手続の流れの中で確認することは、専門書を読んだり、講義を聴いたりするだけでは到底身につけられない知識になっているという。具体的な事件と関わった学生は、その事件について必ず担当の弁護士と議論をするというが、その議論は、悩みを抱えた依頼人や身柄を拘束された被疑者の姿を思い浮かべながらのものであり、大学院生は、これまで学んできた法理論の理解を切実な問題と関連させてよりいっそう深めることができるとのことだ。

安藤良一所長は、リーガルクリニックが新司法試験にまさに役立つ科目であることをいくら強調しても、合格率が場合によっては3割以下になるとの試算を目の当たりにしては学生が受講を避けるのも理解できるとし、リーガルクリニック履修者に他土業の資格試験の際に受験科目の一部免除を検討するなど、学生が腰を落ち着けて履修できる環境を整備すべきだとする。

依頼人・相手方の反応

リーガルクリニックに関し、以下のような疑問を抱く人は多いであろう。「深刻な悩みを抱えて弁護士のもってくる依頼人は、まだ専門家ではない学生が関わることで、自分の悩みが勉強の『材料』になることをいやがるのではないだろうか」。

しかし、リーガルクリニックの現場では、依頼人は学生が立ち会うことを、むしろ歓迎しているという。

深刻な悩みを抱えた人であればあるほど、話を真剣に聞いて欲しいという気持ちが強く、忙しい弁護士だけでなく、学生に熱心に話を聞いてもらえることは、依頼者にとってはいわば「お得」なことなのである。実際、渋谷パブリックで大学院生の立会いを依頼者に断られたケースはなく、アメリカの現場では、依頼人が学生の関与を積極的に要望するような空気もあるらしい。

ちなみに事件の相手方から大学院生の立会いを拒否されたこともないということだ。

受講生の声

受講している大学院生は「実際に事件を見ることはとても新鮮な体験。一方で緊張感もある。担当弁護士の熱意に接し、自分も弁護士になろうという気持ちが高まる」と語っていた。

6月2日、渋谷パブリックでは、同事務所の全弁護士とリーガルクリニック受講生、そして、明治学院大学の河村寛治教授が参加して、3時間という長時間の合同クリニックを開催した。これは、各受講生がその成果を発表する「交流試合」(三澤英嗣会員)であったが、司会役の弁護士からの手厳しい指摘も、受講生には大きな刺激になったようだ。他の学生の発表を見て、努力する気持ちがますます強くなったという感想を述べた学生もいた。

メッセージ

来年度以降、受講生数の急激な増加が予想されている。期の上下を問わず、教育に対する情熱がある会員、リーガルクリニックに興味のある会員を渋谷パブリック法律事務所所属弁護士として大募集中である。

都市型公設事務所では鍛えてひまわり基金公設事務所に派遣されるというルートは確立されているが、今後は、弁護士過疎地へ赴任する代わりにリーガルクリニック担当弁護士として、渋谷パブリックに勤務するという道もぜひ考えていただきたい。

リーガルクリニックを担当することは難しいという場合は、共同受任弁護士を必要とする事件があったときに、渋谷パブリックに声をかけていただければありがたい。渋谷パブリックの弁護士が共同受任者となり、リーガルクリニックの教材として取り上げて、法科大学院生とともに事件解決に向けて力を尽くします。